

島根(6/2)、奈良(6/4)でも集会を開催

○島根では集会開催し、講演のほか、県知事要請の署名行動を開始を確認



講演する嶋田暁文九州大准教授

連合島根官公部門連絡会は、6月2日に「公共サービス基本条例制定を求める島根県集会」を開催した。集会では、連合島根官公部門連絡会永井代表委員から主催者あいさつを行った後、「公共サービス基本条例とは何か？なぜ必要なのか？」と題して九州大学法

学研究院准教授嶋田暁文氏より講演を受けた。150名の参加者は熱心に耳を傾けた。

永井代表委員からは、昨年、「公共サービス基本法」が制定され今年には具体的に地域から基本条例の取り組みを進めることになっている。私たちが求めるものは何か、取り組みの意義について基本的なところから学びなおそうと集会の趣旨を訴えた。

講演で嶋田先生は、「公共サービス基本法はできたが、具体法の整備はこれからだ。国を動かすためにも地域から公共サービス基本条例の動きを作っていくことがねらいだ」と取り組みの必要性を強調された。

さらに、「私たちの1日の生活の大半が公共サービスであり、このサービスが市民の権利として行き届いているか否かから検証しなければならない。そして、その判断は市民が参加した組織（地域公共サービス市民会議）で調査し、ニーズを認定し、調整することがポイントだ」と説明された。

また、「今日の公共サービスは行政の領域だけでは止まらず、NPOや民間企業が担っている新しい公共の担い手の部分も多い。そのため、両者の連携を通じ、公共サービスを必要とする人々のニーズを全体でいかに充足していくかが重要。公共サービスの担い手には、「民主性、平等性、透明性」が求められ、公的規律によって苦情処理や労働条件の改善にも結びつける。同時に職員の政策決定への係わり方も見直しプロセスのオープン化が要となる。自治体職員は中立的な立場にあるからこそ地域のコーディネーターとし

での役割が期待される」と指摘した。

会場からは、「既存の行政審議会機能と地域公共サービス市民会議の関係」「自治体財政難と市民会議の関係」「1万人規模以下の小規模自治体での進め方」「行政で作成している総合基本計画との関係」など質問が出され議論を深めることができた。

最後に、島根での取り組みとして本日の集会をスタートに県知事要請の署名行動を開始していくことを確認し集会を閉じた。

○奈良では集会で民主党奈良県連に要請書を手交

奈良県公務労協は、4月5日7時から、連合奈良の日にあわせ、連合奈良北和地協の協力のもと、「公共サービス基本条例」制定にむけて、JR奈良駅前で25名が参加し、質の高い公共サービスが必要なことを、小南昌紀・奈良公務労協議長が訴えました。

奈良公務労協は、公務労協2010運動方針に沿って、6月4日には「公共サービス基本条例の制定を求める奈良集会」を「かしはら万葉ホール」で開催し、条例制定に向けた学習を行った。藤川伸治公務労協副事務局長が講演し、地方分権が進み、公共サービスの質はそれぞれの自治体での裁量となることから、公共サービスの質を担保する仕組みとして公共サービス基本条例が必要なことを訴えた。

集会の最後に、奈良公務労協から民主党奈良県連合の藤野良次幹事長に対して公共サービス基本条例制定を求める要請書を提出した。藤野幹事長は、「それぞれの自治体での公共サービスの質を高めるためには、公共サービス基本条例が必要だと思った。民主党奈良県連合としても条例制定に向けてがんばっていききたい」と決意を述べた。



決意を述べる民主党奈良県連の藤野幹事長